

令和2年度

# 監 査 年 報

令和3年9月



茅ヶ崎市監査委員

## はじめに

本市では、茅ヶ崎市監査委員条例第1条の規定により3名の監査委員が選任され、行政の公正と能率を確保することを目的として、地方自治法の規定に基づき定期監査、財政援助団体等の監査、例月出納検査及び決算審査等を行っています。

今年度は、12月に代表監査委員が任期を迎えましたが、令和2年第4回市議会定例会において再任の議決がされました。

各監査の状況としては、定期監査では、予算の執行及び所管業務等財務に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として事務事業を抽出して行いました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑みて前回指摘のあった課を中心に、4月から1月まで9部局21課かいを対象に定期監査を実施しました。対象部局が異なるので単純な比較はできませんが、今年度の指摘事項は11件で、前年度の24件に比べ13件減少しました。

また、学校の定期監査では、予算の執行事務が適正に執行されているかを主眼として、10月から2月まで小学校9校、中学校7校を対象として監査を実施しました。そのうち小学校5校と中学校3校については、薬品、備品、消耗品及び学校施設の管理状況についても監査を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症のまん延により中止となりました。今年度の指摘事項は7件で、前年度の15件に比べ8件減少しました。

例月出納検査では、各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施した結果、いずれも計数的に正確なものと認められました。

財務事務に関しては今後も、担当職員への継続した研修のほか、承認者や決裁を行う管理職に対する研修を充実し、職員一人一人が適正な事務執行に努め、公正で合理的かつ能率的な行政運営の推進が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により財政状況の見通しが不透明な状況ですが、本市の厳しい財政状況や進めている取組を十分に認識し、全職員が一丸となり効率的で効果的な行政経営に取り組むことが求められます。

この度、令和2年度における監査の実施状況及び監査の結果等を取りまとめ、「監査年報」を作成しましたので、本市の監査の現況を理解する一助として参考にしていただければ幸いです。

令和3年9月

茅ヶ崎市監査委員

## 目 次

### ◇ 監査の概要

1 監査の結果	・・・・・・・・・・	2
2 監査の観点	・・・・・・・・・・	2
3 監査の実施状況	・・・・・・・・・・	2

### ◇ 令和2年度の監査結果

1 定期監査	・・・・・・・・・・	6
2 定期監査（学校）	・・・・・・・・・・	24
3 財政援助団体等監査	・・・・・・・・・・	28
4 例月出納検査	・・・・・・・・・・	37
5 住民監査請求	・・・・・・・・・・	61
6 決算審査	・・・・・・・・・・	66
7 健全化判断比率等審査	・・・・・・・・・・	70

## ◇ 監査の概要

### 1 監査の結果

令和2年度に実施した監査の結果は、次のとおりです。

定期監査	指摘事項なし	12課	指摘事項あり	9課
定期監査（学校）	指摘事項なし	11校	指摘事項あり	5校
財政援助団体等監査	指摘事項あり	14件		
例月出納検査	指摘事項なし			
住民監査請求				
決算審査	指摘事項なし			
健全化判断比率等審査	指摘事項なし			

### 2 監査の観点

監査委員の役割は、公正で合理的かつ能率的な市の行政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施し、もって、市の行政の適法性、効率性、妥当性の保障を期すものです。

令和2年度は、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関する事務事業の執行について、公正・公平で、かつ合理的・効率的に運営されているかを監査するとともに、違法性の指摘だけでなく、再発防止の指導に重点を置いた監査を実施しました。

また、監査に当たっては、事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいて行われているかに留意しました。

### 3 監査の実施状況

各監査の実施状況は、次のとおりです。

#### (1) 定期監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第4項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査は、部単位（行政委員会等を含む。）で実施しました。対象部課はいは、原則隔年とし、対象年度は令和元年度分としました。

#### 対象部局・期間

環境部 4/1～7/2

環境政策課、環境保全課、資源循環課、環境事業センター

財務部、消防本部・消防署 8/3～10/2

用地管財課、収納課、指令情報課、警備第一課、警備第二課

経済部、教育総務部 9/1～10/30

農業水産課、教育施設課、学務課

建設部、市立病院 10/1～11/26

建設総務課、道路管理課、公園緑地課、病院総務課

教育推進部 11/2～12/25

社会教育課(公民館4館含む)、青少年課(体験学習センター、  
青少年会館含む)、図書館(香川分館含む)

保健所 12/1～1/29

地域保健課、保健予防課

(2) 定期監査(学校)(法第199条第4項)

小学校、中学校の予算の執行及び収入・支出事務は、対象年度を令和元  
年度分とし、10月～2月に実施しました。

対象は、次の16校です。

小学校9校・・・鶴嶺小、松林小、松浪小、浜須賀小、鶴が台小、  
小和田小、今宿小、室田小、浜之郷小

中学校7校・・・第一中、鶴嶺中、西浜中、梅田中、北陽中、  
赤羽根中、萩園中

(3) 財政援助団体等監査(法第199条第7項)

財政的援助を行っている団体、出資団体及び公の施設の管理を行わせてい  
るものに対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ  
効果的に行われているかの監査を実施しました。

対象年度は、令和元年度分としました。

ア 出資団体に係わるもの

公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団

イ 公の施設の指定管理に係わるもの

児童クラブ(第1ブロック)指定管理者

特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会

(4) 例月出納検査(法第 235 条の 2 第 1 項)

会計管理者及び企業出納員の保管する現金(歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。)の現在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかの検査をしました。

(5) 住民監査請求(法第 242 条)

公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法または不当であると住民が認めるときに、このことを証する書面を添えて監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずるよう請求するもので、令和2年度は1件の請求がありました。

(6) 決算審査(法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項)

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかの審査を実施しました。

(7) 健全化判断比率等審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項)

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確に計上され、適正に作成されているかの審査を実施しました。

◇ 令和2年度の監査結果

## 1 定期監査

茅ヶ崎市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和2年7月8日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

環境部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和2年7月2日（木）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 環境政策課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 環境保全課

〈美化運動推進事業補助金〉

茅ヶ崎市環境部環境保全課所管に係る補助金交付要綱では、美化運動推進事業補助金の交付の時期が「補助金交付決定通知後1月以内」と規定されていますが、補助金交付決定通知後1月以内に補助金が交付されていませんでした。

(3) 資源循環課

〈家庭用生ごみ処理機購入費補助金〉

茅ヶ崎市環境部資源循環課所管に係る補助金交付要綱では、家庭用生ごみ処理機購入費補助金の交付の時期が「補助金交付決定通知後1月以内」と規定されていますが、補助金交付決定通知後1月以内に補助金が交付されていないものがありました。

(4) 環境事業センター

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和2年10月8日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

財務部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和2年10月2日（金）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 用地管財課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 収納課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

消防本部・消防署

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和2年10月2日（金）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 指令情報課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 警備第一課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 警備第二課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

茅ヶ崎市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和2年11月5日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

経済部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和2年10月30日（金）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

農業水産課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

※ 令和2年10月9日に提出された茅ヶ崎市職員措置請求に係る文書は、別に監査中のため除外しています。

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

教育総務部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和2年10月30日（金）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 教育施設課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 学務課

児童生徒健康診断検診器材滅菌委託は単価契約を行っていますが、契約書と異なる単価で支出していました。

茅ヶ崎市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和2年12月7日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

建設部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和2年11月26日（木）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 建設総務課

〈非常勤嘱託職員の報酬〉

非常勤嘱託職員の報酬において、年次休暇の計算誤りによる過少払いが1件ありました。

〈道水路敷台帳管理システム運用保守業務委託〉

茅ヶ崎市契約規則第38条第1項では、「契約金は、目的物の全部の引き渡しを完了した後その正当な請求書により支払う。」と規定していますが、道水路敷台帳管理システム運用保守業務委託は、業務完了前に一部の金額を支出していました。

(2) 道路管理課

〈自家用電気工作物保守管理及び清掃業務委託〉

自家用電気工作物保守管理及び清掃業務委託では、契約約款と異なる方法で支出していました。

(3) 公園緑地課

〈松くい虫防除（樹幹注入）業務委託〉

茅ヶ崎市契約規則第24条第1項では、「落札者は、落札決定の日から7日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印し、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定していますが、松くい虫防除（樹幹注入）業務委託は、落札決定の日から7日以内に契約を締結していませんでした。

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

市立病院

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和2年11月26日（木）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

病院総務課

〈人件費等〉

職員の時間外勤務手当及び旅費交通費について、計算誤り等による過払いが3件、過少払いが1件ありました。

茅ヶ崎市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和3年1月7日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

教育推進部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和2年12月25日（金）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 社会教育課

〈指定重要文化財等保存修理費等補助金〉

指定重要文化財等保存修理費等補助金について、茅ヶ崎市教育委員会教育推進部社会教育課所管に係る補助金交付要綱の別表では、交付の時期は補助金交付決定通知後1月以内と規定していますが、補助金交付決定通知後1月以内に支払いをしていませんでした。

(2) 社会教育課小和田公民館

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(3) 社会教育課鶴嶺公民館

〈鶴嶺公民館高圧気中開閉器交換修繕〉

鶴嶺公民館高圧気中開閉器交換修繕について、茅ヶ崎市契約規則第7条では、「入札に当たっては、仕様書、設計書等により入札に付する事項の予定価格を定め、当該予定価格を記載した予定価格調書を作成しなければならない。」と規定しており、同第19条では、「政令第167条の2の規定により随意契約を締結しようとするときは、第7条の規定に準じ予定価格を定め、予定価格調書を作成しなければならない。ただし、予定価格が50万円未満の契約をするときは、予定価格調書の作成を省略することができる。」と規定されていますが、50万円以上の随意契約を締結するにあたり、予定価格調書を作成していませんでした。

(4) 社会教育課松林公民館

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(5) 社会教育課香川公民館

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(6) 青少年課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(7) 青少年課体験学習センター

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(8) 青少年課青少年会館

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(9) 図書館

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(10) 図書館香川分館

〈電子複写機賃貸借契約〉

電子複写機賃貸借契約において、入札の手続きに不備がありました。

茅ヶ崎市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和3年2月5日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

保健所

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和3年1月29日（金）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 地域保健課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 保健予防課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

## 2 定期監査（学校）

茅ヶ崎市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和3年2月19日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査（学校））

2 監査等の対象

(1) 小学校

茅ヶ崎市立鶴	嶺小学校
同	松 林小学校
同	松 浪小学校
同	浜須賀小学校
同	鶴が台小学校
同	小和田小学校
同	今 宿小学校
同	室 田小学校
同	浜之郷小学校

(2) 中学校

茅ヶ崎市立第	一中学校
同	鶴 嶺中学校
同	西 浜中学校
同	梅 田中学校
同	北 陽中学校
同	赤羽根中学校
同	萩 園中学校

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査（学校）の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

この監査は、令和元年度の再配当予算の執行及び令和2年度における所管の業務が適正・効率的に執行、管理されているかどうかを主眼として抽出により実施しました。

なお、薬品の管理に関する事務、消耗品の管理に関する事務、備品の管理に関する事務、施設の管理に関する事務の監査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑みて中止しました。

5 監査等の日程

令和3年2月10日（水）

## 6 監査等の結果

今年度対象となった小学校と中学校における定期監査の結果、再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。各学校の監査結果は次のとおりです。

### (1) 小学校

#### ア 鶴嶺小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

#### イ 松林小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

#### ウ 松浪小学校

学校管理費の消耗品費で支出負担行為書起票番号108に添付されている「パナソニック蛍光灯 ランチルーム用」外1件の見積書について、宛名の誤りがありました。

#### エ 浜須賀小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

#### オ 鶴が台小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

#### カ 小和田小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

#### キ 今宿小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

#### ク 室田小学校

(ア) 学校管理費の消耗品費で支出負担行為書起票番号138の「シトレーA4 外 事務用」外1件は、支出負担行為書の検収日が納品日と異なった日付で記入されていました。

(イ) 学校管理費の消耗品費で令和2年2月28日に起票された支出負担行為書起票番号183の「第4・四半期共通購入物品 管理用」は、支出負担行為書に検収日の記入がされていませんでした。

ケ 浜之郷小学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

(2) 中学校

ア 第一中学校

学校管理費の消耗品費で令和2年2月4日に起票された支出負担行為書起票番号124に添付されている「封筒 事務用」の見積書について、宛名の誤りがありました。

イ 鶴嶺中学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

ウ 西浜中学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

エ 梅田中学校

(ア) 学校管理費の修繕料で令和元年9月2日に起票された支出負担行為書起票番号7に添付されている「自転車 車輪修理 管理用」の見積書について、宛名の誤りがありました。

(イ) 学校管理費の消耗品費で支出負担行為書起票番号1の「保健用 中学保健ニュース ほか」外5件は、支出負担行為書の起案日、決裁日、検収日等の年を「平成31年」または「令和元年」とすべきところ、「令和2年」で作成していました。

オ 北陽中学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

カ 赤羽根中学校

再配当予算の執行は、おおむね適正に行われていました。

キ 萩園中学校

学校管理費の備品購入費から報償費への流用について、流用元及び流用先の予算額更正書が綴られていませんでした。

### 3 財政援助団体等監査

茅ヶ崎市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和2年5月12日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財政援助団体等監査

2 監査等の対象

公の施設の指定管理者

児童クラブ（第1ブロック）指定管理者

特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務事務監査の着眼点」及び「財政援助団体等監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容

この監査は、平成30年度に執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について適正に執行されているかどうかを主眼として抽出により実施しました。

5 監査等の日程

令和2年4月30日（木）

6 監査等の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められました。

7 各対象の監査結果

児童クラブ（第1ブロック）

所管課 こども育成部保育課

指摘事項

〈書類の保管等〉

茅ヶ崎市児童クラブの管理運営に関する基本協定書（第1ブロック）第25条第1項では、「受託者は、文書保管記録表（管理運営業務に関する文書の整理を促進し、その適切な保管及び保存をするための文書をいう。）を作成し、管理業務に関する文書を適切に保管及び保存するものとする。」と規定していますが、文書保管記録表の作成について確認をしていませんでした。

〈地域連絡会実施報告〉

茅ヶ崎市児童クラブの管理運営に関する平成30年度協定書に係る仕様書の5(3)では、「児童クラブは、連絡会を開催した時は、内容に関する報告書を作成し翌月15日までに提出することとする。」と規定していますが、報告書を受領していませんでした。

〈委託金等算出基準〉

平成30年度 放課後児童健全育成事業に係る委託金等算出基準の〈内訳〉1(1)基本額では、「基本額は、一つの支援の単位を構成する児童の数に応じて算出し、実績に即して年度末に精算することとする。」と規定していますが、精算額の算定方法を確認していませんでした。

指定管理者 特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会  
指摘事項

〈書類の保管等〉

茅ヶ崎市児童クラブの管理運営に関する基本協定書(第1ブロック)第25条第1項では、「受託者は、文書保管記録表(管理運営業務に関する文書の整理を促進し、その適切な保管及び保存をするための文書をいう。)を作成し、管理業務に関する文書を適切に保管及び保存するものとする。」と規定していますが、文書保管記録表を作成していませんでした。

〈地域連絡会実施報告〉

茅ヶ崎市児童クラブの管理運営に関する平成30年度協定書に係る仕様書の5(3)では、「児童クラブは、連絡会を開催した時は、内容に関する報告書を作成し翌月15日までに提出することとする。」と規定していますが、報告書を提出していませんでした。

茅ヶ崎市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和3年3月31日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

- 1 監査等の種類  
財政援助団体等監査
- 2 監査等の対象  
出資団体  
公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団
- 3 監査等の着眼点  
本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」及び「財政援助団体等監査の着眼点」により実施しました。
- 4 監査等の実施内容  
この監査は、令和元年度に執行した出資団体に係る出納その他の事務について適正に執行されているかどうかを主眼として抽出により実施しました。
- 5 監査等の日程  
令和3年3月29日（月）
- 6 監査等の結果  
出資団体に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められました。
- 7 各対象の監査結果  
公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団

所管課 文化生涯学習部文化生涯学習課

指摘事項

〈第三者による実施〉

茅ヶ崎市民文化会館に関する協定書第17条第1項では、「受託者が、事前に委託者の承諾を受けた場合を除いて、管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定されていますが、該当するものについて、協定書に定められている承諾を行っていませんでした。

出資団体 公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団

指摘事項

〈給与及び時間外勤務手当〉

財団職員の時間外勤務手当、嘱託職員の給与及び時間外勤務手当について、計算誤り等による過払いが5件、過少払いが19件ありました。

この事項については、適切な措置を講じてください。

〈通勤手当の返納〉

財団職員の転居に伴う通勤手当の返納について、公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団職員の給与に関する規程第27条と異なる運用をしていました。

〈第三者による実施〉

茅ヶ崎市民文化会館に関する協定書第17条第1項では、「受託者が、事前に委託者の承諾を受けた場合を除いて、管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定されていますが、該当するものについて、協定書に定められている承諾を受けていませんでした。

〈茅ヶ崎市民文化会館舞台機構設備保守点検業務 外2件〉

- 1 茅ヶ崎市民文化会館舞台機構設備保守点検業務
- 2 茅ヶ崎市民文化会館舞台照明設備保守点検業務
- 3 茅ヶ崎市民文化会館舞台電機音響設備保守点検業務

以上3件の契約について、公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団契約規程第13条では、「随意契約を締結しようとするときは、第5条の規定に準じて予定価格を定め、予定価格調書を作成しなければならない。ただし、予定価格が100万円未満の契約をするときは、予定価格調書の作成を省略することができる。」と規定されていますが、100万円以上の随意契約を締結するにあたり、予定価格調書を作成していませんでした。

〈公益法人財務会計・人事給与計算システム、ハードウェア一式〉

公益法人財務会計・人事給与計算システム、ハードウェア一式について、消費税増税による変更契約をせずに支払いをしていました。

〈埋蔵文化財文化・スポーツ振興財団補助金〉

埋蔵文化財文化・スポーツ振興財団補助金について、決算支出内訳書に誤りがありました。

〈財団管理経費〉

市民文化会館の指定管理における役員報酬等の按分について、経理上適当でないものがありました。

〈小口現金出納簿〉

公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団財務規程第26条第4項に定められている小口現金出納簿が作成されていませんでした。

茅ヶ崎市監査委員告示第8号

監査の結果に基づいた措置について市長等から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年5月7日

茅ヶ崎市監査委員  
同

森 誠一  
池田 雄二郎

1 監査の結果の報告及び公表日  
令和3年3月31日

2 講じた措置の通知日  
令和3年4月16日

3 監査結果及び措置状況

監査結果（出資団体 公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団）  
（指摘事項）

〈給与及び時間外勤務手当〉

財団職員の時間外勤務手当、嘱託職員の給与及び時間外勤務手当について、計算誤り等による過払いが5件、過少払いが19件ありました。

（措置状況）

今回の指摘事項を真摯に受け止め、団体においては給与等支払事務のチェック体制を強化するとともに、団体との連絡調整をより一層緊密にすることで再発防止に努めてまいります。

4 例月出納検査

2 茅 監 第 6 号  
令和 2 年 5 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	岸 正明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（令和2年3月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務事務の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の日程  
令和2年4月30日（木）

6 監査等の結果  
令和2年3月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

2 茅 監 第 1 1 号  
令和 2 年 6 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	岸 正明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（令和2年4月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の日程  
令和2年5月29日（金）

6 監査等の結果  
令和2年4月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

2 茅 監 第 1 9 号  
令和 2 年 7 月 2 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	岸 正明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（令和2年5月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の日程  
令和2年7月2日（木）

6 監査等の結果  
令和2年5月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

2 茅 監 第 2 4 号  
令和 2 年 8 月 3 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	岸 正明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（令和2年6月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の日程  
令和2年7月31日（金）

6 監査等の結果  
令和2年6月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

2 茅 監 第 3 3 号  
令和 2 年 9 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	岸 正明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（令和2年7月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の日程  
令和2年8月27日（木）

6 監査等の結果  
令和2年7月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

2 茅 監 第 3 8 号  
令和 2 年 1 0 月 2 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	岸 正明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（令和2年8月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の日程  
令和2年10月2日（金）

6 監査等の結果  
令和2年8月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

2 茅 監 第 4 9 号  
令和 2 年 1 1 月 2 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	岸 正明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（令和2年9月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の日程  
令和2年10月30日（金）

6 監査等の結果  
令和2年9月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

2 茅 監 第 5 6 号  
令和 2 年 1 2 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	岸 正明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（令和2年10月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の日程  
令和2年11月26日（木）

6 監査等の結果  
令和2年10月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

2 茅 監 第 6 0 号  
令和 3 年 1 月 4 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	岸 正明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（令和2年11月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の日程  
令和2年12月25日（金）

6 監査等の結果  
令和2年11月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

2 茅 監 第 6 7 号  
令和 3 年 2 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	岸 正明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（令和2年12月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の日程  
令和3年1月29日（金）

6 監査等の結果  
令和2年12月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

2 茅 監 第 7 3 号  
令和 3 年 3 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	岸 正明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（令和3年1月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の日程  
令和3年2月26日（金）

6 監査等の結果  
令和3年1月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

2 茅 監 第 7 6 号  
令和 3 年 3 月 3 1 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	岸 正明

監査等の結果について（報告）

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 監査等の種類  
例月出納検査

2 監査等の対象  
現金出納状況（令和3年2月分 全会計）

3 監査等の着眼点  
別に定める「財務監査の着眼点」及び「例月出納検査の着眼点」による。

4 監査等の実施内容  
各会計の現金出納状況について、市の関係資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証憑書類等との照合、その他通常実施すべき検査を実施しました。

5 監査等の日程  
令和3年3月29日（月）

6 監査等の結果  
令和3年2月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに市の関係資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

## 5 住民監査請求

茅ヶ崎市監査委員告示第10号

令和2年10月9日付けで提出された茅ヶ崎市職員措置請求の監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、別紙のとおり請求人に通知したのでこれを公表します。

令和2年11月30日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	岸	正明

令和2年11月27日

請求人 [redacted] 様  
[redacted] 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一  
同 池田 雄二郎  
同 岸 正明

### 茅ヶ崎市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和2年10月9日付けで提出された茅ヶ崎市職員措置請求（以下「本件請求」という。）の監査結果を、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により次のとおり通知します。

#### 1 請求書の受理

##### (1) 請求人

[redacted]、[redacted]

##### (2) 請求書の要件審査

本件請求は、令和2年10月9日に提出され、同日受付をしました。形式審査を行った結果、所要の法定要件は具備していると認め、同年10月15日にこれを受理決定しました。

#### 2 監査の実施

##### (1) 請求の要旨

茅ヶ崎市長（以下「市長」という。）は、茅ヶ崎サザン芸術花火2019実行委員会（以下「実行委員会」という。）より、令和元年10月19日開催の茅ヶ崎サザン芸術花火2019（以下「花火大会」という。）について、茅ヶ崎市後援名義使用承認の申請を受け、承認した。

市長は、実行委員会より花火大会の会場となる漁港区域内及び海岸保全区域の整地のための占用許可及び開催のための占用許可の申請を受け、承認した。

市長は、実行委員会より整地占用料3,235,985円及び開催占用料46,331,766円の減免の申請を受け、占用料減免決定通知書をもって、茅ヶ崎漁港管理条例等施行規則（以下「漁港管理条例等施行規則」という。）第17条第1項第3号の規定により「茅ヶ崎市後援事業のため」を理由に、占用料の全額免除を承認した。

なお、茅ヶ崎漁港管理条例第12条第4項及び漁港管理条例等施行規則第17条第1項に関連する基準を定めている「申請に対する審査基準・標準処理期間 個票」（以下「審査基準」という。）によると、「国又は地方公共団体が後援し、かつ、営利目的でない事業の

ために占有するとき、占有料の額の全額を免除する」と規定している。

しかしながら、いずれの減免決定通知書においても記載された占有料の全額免除決定理由は、「茅ヶ崎市後援事業のため」のみである。「営利目的でないこと」を条件とせず占有料を全額免除して占有料の賦課をせず、徴収を怠ったことは、審査基準に違反する「怠る行為」と認めることが出来る。

いずれの占有料全額免除も、地方自治法第242条第1項の規定にある不当な賦課、徴収、財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認められる。

漁港漁場整備法第35条に基づき、茅ヶ崎漁港管理者の茅ヶ崎市は漁港の維持管理に要する費用に充てるために漁港の利用者から占有料を徴収することが出来るが、怠る事実により徴収できず市に実質的に占有料相当額の損害を与えた。

地方自治法242条第1項に基づき、整地占有料3,235,985円及び開催占有料46,331,766円、合計49,567,751円の損害を補填するために、市長に損害賠償請求する。

## (2) 請求人から提出された事実を証する書面

- 資料1 令和元年8月26日付け茅ヶ崎市後援名義使用承認申請書
- 資料2 令和元年8月28日付け茅ヶ崎市後援名義使用決定書
- 資料3 令和元年9月18日付け漁港区域内占有許可申請書
- 資料4 令和元年9月18日付け海岸保全区域占有許可申請書
- 資料5 令和元年9月19日付け漁港区域内・海岸保全区域占有決定通知書
- 資料6 令和元年10月10日付け漁港区域内占有許可申請書
- 資料7 令和元年10月10日付け海岸保全区域占有許可申請書
- 資料8 令和元年10月11日付け漁港区域内・海岸保全区域占有決定通知書
- 資料9 令和元年9月18日付け占有料減免申請書
- 資料10 令和元年9月19日付け占有料減免決定通知書
- 資料11 令和元年10月10日付け占有料減免申請書
- 資料12 令和元年10月11日付け占有料減免決定通知書
- 資料13 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票
- 資料14 茅ヶ崎サザン芸術花火2018実行委員会名簿
- 資料15 茅ヶ崎サザン芸術花火2019実行委員会役員名簿
- 資料16 運営について（組織図）
- 資料17 茅ヶ崎サザン芸術花火実行委員会運営組織図
- 資料18 サザン芸術花火収支計画書
- 資料19 2018年収支計画書対収支報告書チケット収入・主管各社宛て支払明細
- 資料20 芸術花火に関する主管各社の主な事業内容
- 資料21 占有料減免申請書 別紙一覧表
- 資料22 茅ヶ崎サザン芸術花火2019収支報告書
- 資料26 茅ヶ崎市後援名義の使用承認に関する要綱
- 資料27 茅ヶ崎サザン芸術花火2019オフィシャルグッズ一覧

※資料23から資料25の提出はありませんでした。

(3) 監査対象部課

経済部 産業振興課 農業水産課

(4) 請求人の陳述と証拠の提出

法第242条第7項の規定により、令和2年10月23日に陳述の機会を設け、請求人により請求の要旨についての補足説明がありました。

ア 陳述に出席した請求人

■■■■■、■■■■■

イ 提出された証拠

新たに資料14から資料22、資料26及び資料27の11点の事実を証する書面の提出がありました。

(5) 関係職員の調査及び関係資料の提出

法第199条第8項の規定により、令和2年10月23日に関係職員の事情聴取を行いました。

ア 事情聴取に出席した職員

経済部長	吉川 勝則
経済部産業振興課長	石井 智裕
経済部産業振興課課長補佐	進藤 倫史
経済部農業水産課長	山中 良一
経済部農業水産課課長補佐	野村 幸司

イ 提出された関係資料

関係職員の事情聴取に合わせ、産業振興課及び農業水産課より、次のとおり関係資料の提出がありました。

【産業振興課】

- (ア) 茅ヶ崎市後援名義使用承認申請書
- (イ) 茅ヶ崎市後援名義使用決定書
- (ウ) 茅ヶ崎市後援名義報告書

【農業水産課】

- (エ) 漁港区域内占用許可申請書（整地分）
- (オ) 海岸保全区域占用許可申請書（整地分）
- (カ) 漁港区域内・海岸保全区域占用決定通知書（整地分）
- (キ) 占用料減免申請書（整地分）
- (ク) 占用料減免決定通知書（整地分）
- (ケ) 漁港区域内占用許可申請書（開催分）
- (コ) 海岸保全区域占用許可申請書（開催分）
- (サ) 漁港区域内・海岸保全区域占用決定通知書（開催分）
- (シ) 占用料減免申請書（開催分）

(ス) 占用料減免決定通知書（開催分）

3 監査の結果

本件請求についての監査結果は、合議により次のとおり決定しました。

本件請求を棄却します。

その理由は、次のとおりです。

本市では、漁港区域内の占用料については、茅ヶ崎漁港管理条例第12条第4項により「特別の事由があると認めるとき」にその減免をすることができるものと定めており、「特別の事由があると認めるとき」に該当する場合とその減免額については、茅ヶ崎漁港管理条例等施行規則第17条第1項各号に定めています。そして、茅ヶ崎漁港管理条例等施行規則第17条第1項第3号の「市長が特に必要があると認めるとき」については、茅ヶ崎市行政手続条例第4条第1項の規定により審査基準を設定しており、その中で「国又は地方公共団体が後援し、かつ、営利目的でない事業のために占用するときは、占用料の額の全額を免除する。」という基準を設けています。

本件請求において、請求人は、花火大会の開催に係る漁港占用料の全額免除について、減免決定通知書に記載された決定理由が「茅ヶ崎市後援事業のため」のみであり、「営利目的でないこと」を確認せず、整地占用料3,235,985円及び開催占用料46,331,766円を全額免除したことは、地方自治法242条第1項の規定にある怠る事実があると認められ、市に占用料相当額の損害を与えたことから、市長に対し49,567,751円の損害の補填を請求しています。

なお、請求人から提出された資料及び意見陳述からは、事業が営利目的である事を証する明確な根拠は確認できませんでした。

また、関係職員の事情聴取を行ったところ、「後援名義の使用決定にあたって、後援名義使用承認申請書が提出された際に、企画概要書と収支計画書を確認するとともに、申請者にヒアリングを行ったうえで事業が営利目的であるか否かの判断を行っており、また事業実施後は、収支報告書等の関係書類及びヒアリングにより、事業内容の確認を行っている。占用料の免除に際しては、営利目的ではない事業であることについて、後援名義使用決定書に基づき確認するとともに、ヒアリングにより非営利であることを確認している。」旨の回答がありました。

このことについて、令和元年8月28日付け後援名義の使用決定、令和2年2月28日付け後援名義の報告、令和元年9月19日付け整地占用料の免除決定、令和元年10月11日付け開催占用料の免除決定について、その事務手続きを確認し、関係職員から提出された資料及び事情聴取からは、事業が営利目的であるという事実は確認できませんでした。

以上のことから、漁港占用料の全額免除については、減免決定通知書の決定理由に「営利目的でないこと」が記載されていなかったものの、茅ヶ崎市後援名義の使用承認に関する要綱に基づき、後援名義の使用決定にあたって営利目的か否かの判断を行うとともに、同事業の占用料の免除決定においても同様の確認が行われており、占用料を免除したことにより、本市に損害を与えたとは認められず、本件請求には理由がないものと判断し、上記のとおり決定しました。

なお、本件では、減免決定通知書の決定理由欄の記載が正確ではなかったことなどにより、市民に疑念を抱かせることになりました。今後は、市民に誤解を招くことのないよう、適切に事務処理を行うことを要望します。

6 決算審査

3 茅監第 28 号  
令和 3 年 8 月 19 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一  
同 池田 雄二郎  
同 伊藤 素明

令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された令和 2 年度茅ヶ崎市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに証書類を審査したので別紙のとおり意見を提出します。

## 1 審査の対象

- (1) 各会計歳入歳出決算
  - 令和2年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算
  - 同 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
  - 同 後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
  - 同 介護保険事業特別会計歳入歳出決算
  - 同 公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算
- (2) 決算附属書類
  - 令和2年度茅ヶ崎市一般会計特別会計決算事項別明細書
  - 同 一般会計特別会計実質収支に関する調書
  - 同 財産に関する調書

## 2 審査の期間

令和3年7月12日から令和3年8月18日まで

## 3 審査の方法

各会計歳入歳出決算書等の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 関係書類が法令で定める様式を基準として作成されているかの確認
- (2) 令和2年度の財務関係事務を対象として実施した定期監査及び例月出納検査の結果を参考にした関係書類の計数照合
- (3) 予算の執行が適正かつ効率的に行われているかの検証
- (4) 関係職員の説明聴取

## 4 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書等は、法令に規定された様式に従って作成されており、その計数は歳入簿、歳出簿その他の関係諸帳簿と符合し、正確なものと認めます。また、予算の執行は適正かつ効率的に行われていると認めます。

3 茅監第 29 号  
令和 3 年 8 月 19 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一  
同 池田 雄二郎  
同 伊藤 素明

令和 2 年度茅ヶ崎市公営企業会計決算の審査意見について

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された令和 2 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算及び茅ヶ崎市病院事業会計決算を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

## 1 審査の対象

- (1) 令和2年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算
- (2) 令和2年度茅ヶ崎市病院事業会計決算

## 2 審査の期間

- (1) 令和2年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算  
令和3年6月4日から令和3年8月18日まで
- (2) 令和2年度茅ヶ崎市病院事業会計決算  
令和3年6月14日から令和3年8月18日まで

## 3 審査の方法

決算書等の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 関係書類が地方公営企業法第30条及び同法施行令第23条の規定に準拠して作成されているかの確認
- (2) 事業の経営成績及び財政状態が関係法令に基づき適正に表示されているかの確認
- (3) 会計処理が正確に行われているかどうかを確認するため、関係諸帳簿等の照合、点検及び関係職員の説明聴取

## 4 審査の結果

審査に付された決算書等は、関係法令の規定に準拠して作成され、事業の経営成績及び財政状態は適正に表示されています。決算計数は関係諸帳簿と符合し正確なものでした。

7 健全化判断比率等審査

3 茅監第30号  
令和3年8月19日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	伊藤	素明

令和2年度茅ヶ崎市健全化判断比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和2年度茅ヶ崎市健全化判断比率を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

## 1 審査の対象

令和2年度茅ヶ崎市健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

## 2 審査の期間

令和3年7月21日から令和3年8月18日まで

## 3 審査の方法

健全化判断比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの確認
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの確認
- (3) 関係職員の説明聴取

## 4 審査の結果

### (1) 総合意見

ア 審査に付された令和2年度茅ヶ崎市健全化判断比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、いずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものであると認めます。

イ 審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率は、記載された計数により適正かつ正確に算定されていることを認めます。

健全化判断比率は、次表のとおりです。

健全化判断比率	2年度 (%)	元年度 (%)	早期健全化基準 (%)	備考
実質赤字比率	—	—	11.38	実質赤字なし
連結実質赤字比率	—	—	16.38	連結実質赤字なし
実質公債費比率	1.2	0.7	25.0	
将来負担比率	48.2	48.7	350.0	

### (2) 個別意見

#### ア 実質赤字比率について

令和2年度の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額が黒字であるため、実質赤字額がなく、実質赤字比率はマイナス15.04%で、早期健全化基準の11.38%を下回っています。

#### イ 連結実質赤字比率について

令和2年度の実質赤字比率は、全ての会計の実質収支額及び資金剰余額を合算した結果、連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率はマイナス28.23%で、早

期健全化基準の16.38%を下回っています。

ウ 実質公債費比率について

令和2年度の実質公債費比率は1.2%で、前年度の0.7%と比較すると、0.5ポイント上昇し悪化していますが、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

エ 将来負担比率について

令和2年度の将来負担比率は48.2%で、前年度の48.7%と比較すると、0.5ポイント下降し改善しており、早期健全化基準の350.0%を下回っています。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

3 茅監第 3 1 号  
令和 3 年 8 月 1 9 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	池田	雄二郎
同	伊藤	素明

令和 2 年度茅ヶ崎市資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された令和 2 年度茅ヶ崎市資金不足比率を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

## 1 審査の対象

令和2年度茅ヶ崎市資金不足比率

- (1) 公共下水道事業会計
- (2) 病院事業会計

## 2 審査の期間

令和3年7月21日から令和3年8月18日まで

## 3 審査の方法

資金不足比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの確認
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの確認
- (3) 関係職員の説明聴取

## 4 審査の結果

### (1) 総合意見

ア 審査に付された公共下水道事業会計及び病院事業会計の令和2年度茅ヶ崎市資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、書類はいずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものと認め、その計数により適正かつ正確に算定されていることを認めます。

イ 算定の結果、いずれの会計も資金不足を生じていないため、資金不足比率は計上されませんでした。

資金不足比率は、次表のとおりです。

区 分	資 金 不 足 比 率			備 考
	2 年 度 (%)	元 年 度 (%)	経 営 健 全 化 基 準 (%)	
公共下水道事業会計	—	—	20.0	資金不足なし
病 院 事 業 会 計	—	—	20.0	資金不足なし

### (2) 個別意見

令和2年度茅ヶ崎市資金不足比率のうち公共下水道事業会計については、経営健全化基準の20.0%を下回っており、良好な状態にあると認めます。

病院事業会計については、経営健全化基準の20.0%を下回っていますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症関連の補助金の影響が大きく、次年度以降については同様の補助金の収入が見込めるかは不透明であるため、数値の推移を注視する必要があります。引き続き、「茅ヶ崎市立病院の経営改革について（茅ヶ崎市立病院リバイバル・ロードマップ）」における重要業績評価指標について、適宜状況を把握し、適切な取組を進めていくことを要望します。

- (3) 是正改善を要する事項  
特に指摘すべき事項はありません。